

国土審議会第14回水資源開発分科会

平成27年3月13日

【寺田水資源政策課長】 定刻より若干早うございますが、欠席や遅参の旨のご連絡をいただいた委員を除いて、皆様、いらっしゃいますので、会議を開会させていただきたいと存じます。会議は18時から20時までの2時間を予定しております。

【寺田水資源政策課長】 開会の前に、配布資料の確認をさせていただきます。資料リストと併せてご覧ください。資料1 委員名簿。資料2 これまでの検討内容と今後のスケジュール。資料3 答申（案）に関する意見募集の結果概要。資料4 「今後の水資源政策のあり方について」答申（案）に対する意見への見解、対応。資料5 答申（案）。資料6 答申（案）の概要（案）。資料7 諮問書でございます。以上でございますが、配布しております資料に乱調や配布漏れ等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

本日は、増子敦委員、清水義彦委員、山本和夫委員は、所用のため、本日も欠席との連絡を受けております。また、小浦委員におかれましては、交通機関の遅延により少し遅れるというご連絡をいただいております。

では、早速ですが、本日の水資源開発分科会を開会させていただきます。議事に入ります前に、いくつかご報告を申し上げます。まず、本日は定足数であります半数以上のご出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき、会議は有効に成立しております。本日の会議は公開で行っており、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、議事録についても、各委員に内容をご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますことをご報告申し上げます。

また、一般傍聴者の皆様におかれましては、会議中のご発言は認められていませんので、よろしくお願いたします。会議の進行の妨げになる行為がある場合は、退室させていただきます。会場内の撮影はここまでとさせていただきます。報道のカメラの方はご退室を願います。

それでは、これからの進行につきましては沖分科会長によりしくお願いたします。

【沖分科会長】 はい。それでは、本日の審議に入りたいと思います。「今後の水資源政策のあり方について」答申（案）に関する意見募集の結果について、本日は審議することとしております。前回、12月26日に開催いたしました分科会で、答申（案）についてご議論いただきました。答申（案）に対し、分科会として広く意見を求め、丁寧な対応をしていこうという提案を踏まえ、2月4日から2月24日にかけて、分科会としてパブリックコメントを行いました。意見提出者26名の方から多くの意見を頂戴しております。本日、ご意見に対しまして、分科会としてどういう考え方を示すのかを示す形で整理した資料をまとめております。本日は、パブリックコメントの整理についてご審議いただきます

が、最終的な取りまとめをいたしたいと思っておりますので、ご意見の際には、具体的にどこをどういうふうに変えるかというふうにぜひご意見をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事（１）の「今後の水資源政策のあり方について」答申（案）に関する意見の募集の結果についてということで、事務局におまとめいただいておりますので、資料を説明してもらいます。質疑応答、意見交換に関しましては、全ての資料の説明の終了後にまとめて実施したいと思っております。限られた時間ではありますけれども、効率的な進行に努めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず事務局から資料説明をよろしくお願いいたします。

【芳賀企画専門官】 はい。では、事務局の方からご説明させていただきます。失礼しまして、座ってご説明させていただきます。まず、お手元に配られた資料２をご覧ください。資料につきましては、これまでの検討内容と今後のスケジュールということで、これまでの調査審議の経過を整理したものでございます。経過につきましては会長の方からご説明がありましたので、ここの詳細の経緯については省略させていただきます。

それでは次に、お手元の資料３「今後の水資源政策のあり方」答申（案）に関する意見募集の結果ということでございます。意見募集につきましては、平成２７年２月４日から２４日の３週間にわたりまして、分科会としましてパブリックコメントが実施されました。意見提出者は２６名ということで、各種の意見が寄せられておりまして、１人の方でもたくさん意見をいただいている場合もありますので、その合計件数として２２５件いただいております。意見提出者の内訳でございまして、団体等３者、行政機関２者、個人２１者になっているところでございます。意見内容の分類でございまして、２２５件の意見につきまして、同じ意見を類型化しまして、計７１項目に集計整理されてございまして、その中で件数が多かった意見としましては、雨水、地下水に関する意見８項目、環境、エネルギーに関する意見１１項目、湧水に関する意見９項目となっているところでございます。

それから、次でございまして、次の資料４からの資料の構成ということでございまして、まず資料４でございまして、この資料４は、具体的に出てきました２２５件の意見につきまして、同様の意見を類型化しまして、７１項目に集約した意見に対して、分科会としてどういう考え方ということをお示しいただくという形で整理されているところでございます。資料５、これにつきましては答申（案）でございまして、こちらは、資料４で書かれている意見を踏まえまして、どういうふうに修正したか、パブリックコメントの前と後での変更につきまして見え消しで修正しているところでございます。それから、資料６でございまして、これにつきましては、資料５の答申（案）をパワーポイントでおおまかに整理されたものを用意したものでございます。このような資料構成になっておりますので、これからの説明は資料５の答申案を中心に、資料４で補足した説明になろうかと思っております。

それでは、資料５の答申（案）には、パブリックコメントの意見による修正箇所が赤字

で修正されておりますので、資料4と5の両方を用意していただきまして、並べて冒頭から説明させていただきたいと思っております。

それでは、答申（案）の表紙をめくっていただきたいと思っております。まず、目次になっておりますが、何カ所か赤字が入っておりますが、この部分については本文の方でご説明いたします。

ページをめくっていただきたいと思っております。1ページ目、はじめにでございますが、この6行目につきまして、赤字訂正になっておりますが、これにつきましては、世界規模での水資源問題が発生しており、これが起因となって民族紛争の発生が起きるようになっていくというご意見がありました。確かに、水が貴重な資源となるにつれまして、国際河川におきましては紛争の一つの種になっているということをお踏まえまして、追記しているところでございます。

次でございます。1ページの28行目でございますが、人為的な行為の水資源開発は環境・生態系に影響を与えるという意見がございました。これまでも開発に当たりましては環境に配慮して実施しているところでございますので、そういうことを踏まえまして、追記させていただいております。

次でございますが、6ページ目でございます。6ページの32行目でございますが、水の転用量が約40 m³/sということで、これが多いのか、少ないのか、規模感が分からない。規模感が分からないと評価もできないという意見がございました。この意見を踏まえまして、平成25年度までにダムなどの水資源開発施設によって開発された都市用水量を追記しまして、比較できるようにお示しいただいておりますので、追記させていただきます。

次でございます。8ページ3行目でございます。何が起きても対処するのであれば、テロについても想定すべきじゃないかという意見がございましたが、部会の中でも、テロに対するダム湖での訓練をご紹介しているところでございまして、また昨今の情勢も踏まえまして、テロも想定することは重要であるということで、テロについて追記しているところでございます。

次に、8ページの5行目でございますが、笹子トンネルの事故等を教訓に水インフラが社会における重要な基盤であることが改めて認識されたという表現は論理が飛躍しているのではないかという意見をいただいております、「笹子トンネルの事故等を教訓」というものにつきましては、ここではなく、9ページの29行目の水インフラの老朽化のところに該当するということでございますので、そちらの方に移動させていただいております。

次に、8ページの15行目でございますが、これはパブコメの意見ではございませんが、東日本大震災における上水道の施設被害につきましては、平成26年3月現在で、津波被災地及び原子力災害により、避難指示区域の一部で未復旧であるとの意見がございました。確かに、そういうことについて注釈が必要だということで、今回、括弧書きで注釈を立ててございます。ちなみに、その下の行におきましては、下水道の状況を書いておりますが、

ここについてはそういうことを既に追記しているところがございます。

次に8ページの18行でございますが、水源汚染には放射能を原因とするものがあるとの意見をいただいております。これにつきましては、放射性ヨウ素が一時検出された金町浄水場の実例をお示ししているところがございます。

次に、8ページの28行目でございますが、これもパブリックコメントの意見ではございませんが、記憶に新しい御嶽山の噴火でございますが、噴火に伴う火山性の噴火物が河川へ影響を与えるということで、これについて、流域全体への影響を受けるような事態が生じているという意見をいただいております。これにつきましては、リスクの顕在化の一つとしまして、その対応状況についてお示ししているところがございます。

次に、9ページでございますが、9ページの29行目につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

次、7番、12ページになります。12ページの8行目でございますが、水力発電自体は二酸化炭素を発生しませんが、ダム湖から強力な温室効果ガスであるメタンが発生しているという意見をいただいております。メタンの発生につきましては、生活排水のみではないと考えておまして、そのことを踏まえまして、ここで新たに「等」と。いわゆる死骸なども含まれているということで、新たに追記しているところがございます。

次に8番、13ページの8行目でございますけれども、これは先ほども同様の意見がありましたけれども、先ほどはフルプラン水系ということでございますけれども、今回は全国の一級河川についてということで、用水の転用量の約63m³/sというのが、規模感が分からないというご意見がございましたので、これについても、平成25年度までの開発された都市用水量を追記しまして、比較できるようにお示ししているところがございます。

次、13ページの17行目でございます。9番でございます。地盤沈下は沈静化しているということ認識するべきではないかという意見をいただいております。確かに近年、地盤沈下は沈静化の方向ではございますが、依然として発生しているということから、このことを踏まえまして、近年の平成25年の地盤沈下状況をお示しさせていただいているところがございます。

次、10番、13ページ33行目でございますが、地下水を国土管理資源と表現することにどのような実益があるのかというご意見をいただいておりますが、これについては、意見を踏まえまして、表現の適正化を図るという意味で、「国土管理資源」ということではなく、「国土管理の観点」という形で修文されております。

次に、11番、14ページの1行目に当たるところですけれども、温泉も水資源に当たるという意見をいただいております。これまでも部会の中では、地下水につきましては、熱源としてのエネルギーということをご紹介していたところがございますけれども、温泉水につきましても水資源、熱源として、その利用についても今回、新たにお示ししているところがございます。

16ページの1行目でございますが、これは健全な水循環についての表現でございます

が、このページ以降にも何か所か出てきております。これについては、全て水循環基本法の法律の文意に合わすという形で、今回、全て見直しております。これは16ページ以降も何度も出てきておりますので、同様に直しているところでございます。

次、12番です。18ページの14行目でございますが、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化に向けてとあるが、具体的にはどのような取組をしているのかというご意見がございました。これにつきましては、ダム湖周辺の公園整備とか、水を軸とした地域間交流、地場産業の振興など、水源地域ビジョンに沿った取組がされているということを示しているところでございます。

次、13番、20ページの4行目でございますが、自然環境に影響を及ぼすダム建設を海外に輸出すべきではないという意見がございましたが、わが国として、国際貢献の考え方を、今回、この20ページの4行目以降にその考え方をお示しいただいているところでございます。

次、14番、21ページの24行目でございますが、流域を総合的に俯瞰することが戦略的な水インフラの維持管理・更新の着実な実施、流域における健全な水循環に寄与するという意見をいただいています。確かに、流域を俯瞰するということで、高い位置から全体を見渡すということは、水循環を捉える中で重要な観点ということでありますので、今回、「総合的に俯瞰した」というものにつきまして追記されているところでございます。

次の15番でございますが、23ページになりますが、27行目でございます。森林の持つ水源かん養の役割は重要であるとの意見をいただいております。森林の持つ水源かん養の重要性を鑑みまして、その流域を構成する一つとして森林ということが、今回、新たに明記されているところでございます。

次に16番、23ページの29行目でございますが、健全な水循環のためには生態系の観点が重要であるという意見をいただいています。その生態系の重要性を鑑みまして、今回、「生態系」をここに改めて追記されているところでございます。

同じく、健全な水循環には食物連鎖の観点が必要であるという意見もいただいています。これについても同様に、「生態系」ということで追記しているというところでございます。

続きまして、18番の24ページ28行目でございます。既存ストックを活用した効率的な水供給などの取組について、具体的な内容とはどのようなものかという意見をいただいております。これについては、具体的に言いますと、平成25年におきまして、ある地域の農業用ダムが枯渇していたわけですが、ちょうどその時は灌漑期間でございましたが、その下流のダムから放流することによりまして、灌漑期間の農業用水が確保されたというような連携が取られたという事例もございますので、そういうところで追記しているところでございます。

次は、26ページの12行目でございますが、これはパブコメの意見ではございませんが、委員の意見として、より文章の真意というものが分かるようにと、文章の前後を入れ替えたところでございます。

次、27ページの25行目でございます。これについてもパブコメの意見ではなく、委員の意見でございますが、今後、改築・更新の重要性が増すという状況を鑑みまして、インフラを賢く使うという考えに基づきまして、既存施設の有効活用等の重要性をお示しいただいているところでございます。

次に、36ページでございます。24行目につきまして、これについてもパブコメの意見ではありませんが、地下水の過剰揚水という言葉ではなく、過剰採取というふうに体裁を整えているところでございます。この36ページ以降についても赤字はございますが、修正の理由につきましては既に述べたとおりでございます。

以上の18項目が、パブコメの意見に基づきまして答申文が修正、追記されたところでございます。一方、併せて、パブコメの中では修正に至らなかった事項もございます。いろいろご意見もありましたが、既に答申文に提言されているところとか、今後参考となる場合のある意見とか、今後推進していく事項に対する応援とか、そういうものは反映されておられませんので、分科会としてどういう考え方かというものにつきましてお示しいただく形で、今回、表が整理されているというところでございます。そちらの意見についても説明させていただきたいと思っております。

再度、お手元の資料4の4ページでございます。それぞれ各項目ごとに分類されております。その中の主なものを説明させていただきたいと思っております。

まず、維持管理、老朽化、耐震化、災害というところでございますけれども、ここについては7項目、意見をいただいておりますが、その中で代表的なものとして、20番の水インフラの耐震化が不十分であるという意見をいただいております。水インフラの耐震化につきましては、必要な水の確保のために重要であるという考え方が示されているところでございます。答申の方にも、これは上水、工水、農水とも耐震化が十分でないということが提言されているところでございます。

次、5ページの湧水の部分ですけれども、これについても9つのご意見をいただいているところですが、その中の、24番、平常時から具体的な湧水調整ルールを決めておくことが必要であるという意見をいただいております。確かに、湧水調整ルールを決めておくことにつきましては、危機的な湧水をできるだけ回避するということを含めて対応するのが重要であるということが考え方として示されているところでございまして、答申の方にも、危機的な湧水、ゼロ水にならないようにあらかじめ取組を進めておくということが不可欠であるということが提言されているところでございます。

続きまして、需要と供給という部分でございます。これについては、7つ意見をいただいているところでございます。7ページでございます。その中で33番ですが、用途間転用をもっと明確に推奨すべきじゃないかというご意見をいただいております。用途間転用につきましては、関係者の相互の理解によりまして実施されておきまして、これをさらに進めていくということが重要であるという考え方が示されております。答申の本文におきましても、地域の実情に応じて関係者間の相互理解による、用途をまたがった水の転用あ

るいは水利用の適正化を一層推進するということが提言されているところでございます。

次、農業でありますが、10ページになります。農業用水につきましては6項目の意見をいただいているところでございますが、その中で、43番の、農業用水の取水実態が不明であるという意見がございますが、これにつきましては、農業用水に限らず、水利用の実態把握というのは重要であるという考えが示されてございまして、答申文におきましても、「各用水の利用実態を明らかにした上で、水需要への影響を分析する必要がある」ということが提言されているところでございます。

次の開発の分野でございます。すみません。その前に計画という分野でありますが、これについては11ページでございます。その中で48番の水資源開発を計画するに当たっては、様々な観点から評価を行うべきとの意見をいただいております。これにつきましても、水資源開発計画につきましては、水の需要が持続可能となる基本的かつ総合的な水資源政策を基にする必要があるというふうな考え方が示されているところでございます。

次の開発の分野でありますが、これは2つ、ご意見をいただいておりますが、その中で49番でございすけれども、今後、人口は減少するため、また、自治体の財政状況を鑑みれば、水資源開発施設の建設を中止すべきではないかというご意見をいただいております。これにつきましては、水は地域的な偏在が大きいと、水需要と供給のバランスは個別の地域単位で考える必要があるということでございます。現在も各地で渇水が頻発していることを踏まえ、地域の実情に即して水資源開発を行いまして、安定的な水の利用を可能にすることが重要であるというふうな考え方が示されてございまして、これについても答申の方で同様のことが提言されているということでございます。

次の制度の分野でございます。、12ページでありますが、6つのご意見をいただいているところでございます。その中で51につきまして、水需要が減少し、水余りが顕著になる時代においては、水資源開発計画を策定するための要件を満たす地域は存在しないため、水資源開発促進法を廃止すべきというふうな意見をいただいております。今回、本答申につきましては、今後の水資源政策のあり方を取りまとめたものですので、個別の制度につきましては今後検討されることになるということが示されております。なお、答申の方の中におきましては、今後の水資源政策を見直すに当たっての基本となること、この答申が基本となること、また、抜本的な制度の見直しも含めて、水資源の諸施策の検討に反映されることを期待するということが提言されているところでございます。

次、雨水・地下水については、13ページでありますが、8つの意見をいただいております。その中で、一番初めの57番、地下水を主要な水源として活用すべきという意見がございますが、これにつきましては、本文の中でも、地下水は平常時の水源としての利用や、また緊急時には代替水源として利用ができるというようなことを書いております。一方で、地下水につきましては、過去、過剰採取によりまして地盤沈下やそれに伴う地下水の塩水化等が社会問題になったということがありますので、その意見を踏まえ、地域の実情に考慮した持続可能な地下水の保全と利用について検討する必要がある

というふうな考え方が示されているところでございます。

次、15ページになりますが、環境・エネルギーについてですが、ここについては11の意見をいただいております。その中で、62番についてですが、水供給につきまして、施設配置の工夫によるエネルギーの削減が重要であるという意見があります。これについては、施設配置の工夫によるエネルギーの削減につきましては、施設を再編する際にその配置を工夫して、自然流下等によります省力化を図ることが重要であるという考え方が示されております。答申文の中におきましても、浄水場等の施設を再編する際にはその施設の配置を工夫すると。上流取水へ変更するなどによりまして、自然流下を活用したシステムにすることによりまして全体の省力化を図ることが考えられるということが提言されているところでございます。

次でございしますが、国際につきましては16ページになります。2つの意見をいただいております。初めの67番でございしますが、世界の水問題解決と国際市場獲得に向けた展開につきましては、組織の温存のためではないかとの意見がありました。これについては、わが国の、世界の水問題解決と国際市場獲得に向けた展開につきましては、世界における水の安定供給・安全保障の強化を図るという目的もあるとともに、同時にわが国の経済の活性化に資するものであるという考え方が示されているところでございます。同様に、答申の方にも、わが国の経済の活性化に資するものということで提言されているところでございます。

以上が、分科会として、パブコメの意見としての見解と答申への修正について整理されたものでございます。以上で説明を終わりにさせていただきたいと思っております。

【沖分科会長】 それでは、パブリックコメントの整理につきましてご意見をいただきたいと思います。委員の皆様のご意見を踏まえまして、当分科会としてのパブリックコメントの結果への対応、それから答申案を取りまとめたいと思っております。お一人ずつ、ぜひじっくりとコメントいただきたく思いますけれども、いかがいたしましょう。榎村委員から順番でよろしいですか。もうちょっと時間があつた方がいいですか。楠田委員、いかがでしょう。

【楠田特別委員】 具体的なところが3点と、それから全体に対するお願いが1件あります。

具体的なところは、非常に細かい話で恐縮なんですけど、12ページの8行目。CO₂以外の温室効果ガスであるメタンが排出されている、自然界から出ていると。こう書いているんですけど、二酸化窒素とか、そのほかいろんなものがボンボン出ていますので、ここはメタンの括弧の後ろに「等」と入れられると科学的には正しくなるというのが1点目です。

それから、2点目ですが、直前に説明をいただいた24ページの6行目のところで、浄水場の施設を再編する場合は上流に変更すると重力エネルギーの分が無駄にならないというのは確かにそのとおりなんですけれども、例えば、あり得ないんですけど、金町の浄水場とかが高所に行つたとすると、原水が汚れていないもの、つまり、きれいな原水が取れ

ることによる、処理過程での薬品費とか、あるいはそれを加工するための電力代というのがかなり減るということでもありまして、質と量の両面から上流に持っていくというのが水道の方の基本的な考え方になっています。

【沖分科会長】 申し訳ありません。今のは、ここはどのように修正すればよろしいのでしょうか。

【楠田特別委員】 それは沖先生のお知恵も拝借したいんですが、「自然流下及び正常な水資源」という感じになろうかという、あるいは「処理が少なくて済む」という、そういう言葉が入っていれば。要するに、量と質の両方で上に持っていった方がいいというのが分かる表現になっていると正しい記載になるというふうに思います。

【沖分科会長】 分かりました。ありがとうございます。どうぞお続けください。

【楠田特別委員】 それから、36ページの17行目。水利用の合理化の時に、水の転用がさらっと書かれているんですけども、河川水の場合には一回返却をして、またもらわないといけないと思うんですが、それは、ここは抵触しないのでしょうか。

【沖分科会長】 ありがとうございます。ただ今、3点ご指摘いただきまして、1点目は字句の「等」を入れるということで、たぶんよろしいかと思えます。2点目につきましては、このメリットが単に重力を使えるだけではなくて、質もきれいになるので、その分も省力化できるという旨を一言入れろというご指摘と受け止めました。これもできると思えます。3点目の、36ページで、水の転用を進めろというのが書いてあるけれども、これは現行法上で単に素直に推進できるのかというご質問ですか。事務局、いかがでしょう。

【楠田特別委員】 河川以外のところは可能性があるんですけど、河川に限ると。

【沖分科会長】 36ページのⅢ-2-(1)節水型社会の構築と水利用の合理化の4つ目の○が「地域の実情に応じて、関係者間の相互の理解による用途をまたがった水の転用や水利用の適正化を一層推進する」と書いてあるのは、これは現行法上でできるのだろうかというご質問です。

【廣木水資源計画課長】 お答えします。現行法上で当然できるというところでありまして、もちろん、いろんな条件がありますので、この水をここに水転用しようというようなことでできるわけじゃなくて、いろんなケースがあって、できないケースもけっこうございます。ただ、実際的に、例えば農業用水の水路を改修して、漏水を少なくした上で、それを上水道に転用するといったようなことは、テクニカルには可能であると。もちろん、いろんなことを考えなきゃいけませんけれども、そういう状況にはなっております。

【楠田特別委員】 ですから、所定の手続を経た上、一層推進するという。

【廣木水資源計画課長】 左様でございます。はい。

【沖分科会長】 よろしいでしょうか。

【楠田特別委員】 それから、全体のお願いが、ちょっと無責任なんですけど。ざっと通して読んでいくと、各フレーズごとが独立で入っていて流れないところがありますので、それは事務局にお任せをいたしますので、さっと通して読める文章にさせていただけたらと

思いました。

【沖分科会長】 はい。ただ、答申（案）としてそれなりに固まっているものについて、読みやすく、例えば前後を変えたり、文末を変えるだけでも、読む方によっては、また違う意味になってしまって新たなコメントが来る可能性もございますので、現時点では、大きくこれから修正するのは、今コメントをくださった方に対する誠実さという意味でも、あんまり良くないなというふうには私は思いますが、事務局、どうですか。

【廣木水資源計画課長】 そういう意味で、全体の理解を一目で分かるようにということでも資料6みたいなものを作っておりまして、確かに事務局の至らぬところもあって、少し読みづらいということ、ご指摘を受けているのかなと思いますけども、そういう意味で、今までの議論の経過ですとか、あるいはこういった概要ペーパーもお付けしておりますので、そういうのを含めて、全体として、これから読んでいただける方にはご理解をいただけるのではないかなと思っているところでございます。

【楠田特別委員】 いや、異議を申し立てているわけではなくて、もっとより分かりやすくするためにはと申し上げたんです。

【沖分科会長】 おそらくこれに基づいて楠田委員が解説を書いていただくのが一番理解が進むんじゃないかという気がいたします。

では、佐々木委員、引き続きお願いします。

【佐々木特別委員】 ありがとうございます。いくつか申し上げたいと思いますが、全体として、まずパブリックコメントをやったその部分、寄せられた意見ですね。それが26人の方から225件のご意見が寄せられたということについて、私は、水の問題というのは非常に多くの人に関わる面が多いので、400、500件ぐらい出るのかなと思っていたのです。

私が経験した中では、一番、今までパブリックコメントで件数が多かったのは、今は、いわゆる電気の方で「完全」自由化の話が出ていますが、その少し前に「部分」自由化という、特に発電部門を自由化しようというような取りまとめを経済産業省でやったことがあるのですが、その時に寄せられたパブリックコメントは1,000件を超えていました。だから、そこら辺のことが頭があって、水も非常に重要だから、400～500件は出るのかなと思っていたのに、225件というのは、いささか少かったなという感じがいたしました。

それから、その寄せられた中身ですが、今の「資料」4に類型化されていますように、基本的にはわれわれのこの答申の骨格というか、基本形部分ですね。つまり、資料6の一番下の方に2～3行書いていますが、これまでの供給量の増大を図るという需要主導型の水資源政策から、あらゆるリスクに対して水の安定供給の確保を図るということ。それから、もう1つ次の文章。水循環に関する施策を総合的かつ一体的な推進を目的するという。これが、私は、この答申の中核だと思うのですが、そこについては抜本的に、パブリックコメントで強い批判があったとか、そういうふうに関心のコメントがなかったとい

うことは、この分科会の委員の一人としては、よかったなど。われわれの意見はだいたい認めてもらえたのかなというふうに思っています。

そんな感じで、事務局の「資料5」答申（案）のところ、赤字で若干「追加」とか「修正」がなされていますが、私は基本的に、ほとんどもうこれで完璧だというふうに思っています。もうこれでよいと申し上げたい。以上です。

ただ、ちょっと形式的なことを申し上げていいですか。まず、225件のご意見を「資料4」のように類型化するわけですね。それに対するそれぞれの意見を書いているわけですが、私、今日初めて拝見しましたこのファイルの方の、これがオリジナルの意見ですよ。これのどれが「資料4」の、例えば1ページの1なのか、そこが非常に分かりにくいんです。

つまり、私の考えでは、普通は寄せられた意見を、225件を類型化するとすると、例えば1ページの「資料4」の1ですね。1で、「水資源問題が原因で、民族紛争が発生している」という意見があります。その次にもう1つ欄があって、欄を作って、それはこのファイルの方の資料のオリジナルなご意見のうちの例えば22番からもってきたものですよというようなことがないと出所がトレースできないのです。本当にこういう意見がどこから出てきているのかということを追求しようと思ったら、ファイルの何番を見ないと分からないのです。だから、本当は、この1の意見はファイルの資料の例えば18とか20をご覧いただくとこういう意見が出ているのだというようなことを分かるような欄が本当はもう1つ要るのだろうと。そういうふうにお作りになった方がよかったというふうに思います。もちろん、事務局の類型化、「資料4」ですね。これを私は信頼し、尊重していますが、ただ、そういう方がもっとトレースができるというふうに思いました。それが1つ。

もう1つは、ちょっと気になったのは、その辺のことは沖さんのところで全部やっているのかと思われまじくても、私はその辺はちょっと分かりません。ちょっと気になったのは、ファイルの方の、この場にこういう皆さんから寄せられた意見がそのまま出ていますが、これは、1つ見ると、お名前とか住所とか電話番号等々が全部書いていますね。こういう出し方でいいの？私が経験したのは、ほとんどそれらの部分は黒で消してあったのです、個人のそういうことが分からないように。事務局がそういうふうにして、われわれの委員の前にはそういう資料をお出しになっていたのですが、今回のものでは全くそのままが出ているのです。お名前もみんな分かる。これでいいのかなということが1つ、それがちょっと気になったところです。だいたいそんなところです。

それから、中身について、もう文句言わないと言ったのですが、1つだけ。温泉の話があったんですね、「温泉水」。これは地下水の一種だと思うのですが、川とか湖とかを俺のものだとはあんまり言わないのですよね。パブリックのものだと思う。ところが、地下水については、わが国は、上の地表の地面を持っている下にある地下水は俺のものだと言うわけですね。だから、井戸を掘ったり、温泉を掘ったりする。そのこと自体について、今までの考え方のままで今後もいいのかなというふうに、私は非常に疑問に個人的には思っ

ていますので。また別の機会にそういう議論はわが国でもやるのでしょうか。ちょっとこれは沖さんに聞きたい。以上。

【沖分科会長】 はい。沖さんにと言われましたが、私は事務局からお答えいただきたいと思います。パブコメのトレースができないんじゃないかということと、パブコメの個人情報はどうなっているのかという話と、地下水についてと、3点を。

【廣木水資源計画課長】 トレースの話は反省しなければいけないと思います。実際、作業上は、こういうご意見があつて、それを当然ながら集約して、集約した意見が、提出された意見の何番、何番、何番、二百何番に該当するという作業をやっているものですが、そこは先生方に理解いただいて、提出された意見全部変更をお示ししてとした方が、今から思うと、よかったのかなと思つているところがございます。結果は同じようになるわけですが、そこは少し反省点でございます。

それから、名前につきましては、これは一般的な部分を確かに今まで消しておりましたが、消していないのもあつたのではないかと思いますけど、今は確としたお答えできませんので、ご意見は承らせていただきたいと思つております。

それから、水循環につきましては、いわゆる地下水あるいは温泉水の関係でございましたが、これは特に水循環基本法が成立して、水は公共性の高いものだということだということに明記されておりますので、これからそういった方向でだんだんと政策的なシフトも考えられてくるのではないかと。ただ、これは今、水資源の集中した議論でございますので、それをまた後からできた基本法にすぐに全面反映というわけにはいかないんでございますけれども、全体的な傾向としてはそういう傾向にあるということは踏まえながら、少しずつ修正を加えていったというのが、この報告書の案、取りまとめの現状になっているかと思つています。

【沖分科会長】 ありがとうございます。この答申（案）に対するご意見いただいたものは、これは公開されないわけですね、審議会資料として。

【廣木水資源計画課長】 公開されません。

【沖分科会長】 そうしますと、個々のコメント番号を資料4に振ってしまうと、逆に、じゃあこれは何なんだろうということにもなりますね。われわれ、これを見られる人にとっては役に立つ情報ですけど、そうじゃないとそれがあつてもという、たぶん役人的な、失礼な言い方ですが、考え方でたぶん消したんじゃないかなと私は想像しますが、やはり審議の段階ではあつた方が確認が取れてよかつたということかと思つています。

それでは、渡邊委員、お願いします。

【渡邊特別委員】 はい。パブリックコメントへの対応を丁寧にご説明していただきました。基本的にはパブリックコメントでご意見いただいて、全体としては良くなったので、やっぱりやってよかつたと思つています。結果としての案には特に異論はないのですが、感想としては、個別の意見に個別に対応していて、丁寧に対応した感じもしますが、一方で、この人の真意は何なのかということまでは配慮できていない感じもします。結果として

は全部反映され、対応されたので、よかったですと思います。

この他に、いくつか、少し細かくなりますが、意見と提案や質を申し上げたいと思います。

1つは、これからのあり方で、幅を持った社会システムの大事な要素に、これまで皆さんが、あるいはわれわれが苦勞して作ってきた住民参加があると思うのです。このあり方はなおこれから議論だと思うのですが、そこは、後半ではあまりインパクトがないように思います。

その上で、37ページに水循環系に関するところで、これは基本法にも書いてあることだと思うのですが、「流域の関係者により、望ましい水循環系の姿となる」等と書いてあるのですが、この「流域の関係者」はもう少し具体的に書けないのかと思いました。

こう言うと、沖さんに、じゃあ具体的にどう書くのか言われるのですが、例えば39ページの一番最後の○は、ちょっと趣旨は違うのですが、「産・学・官、NPO等」となっているのですね。37ページの申し上げたところは、それを持ってくるとちょっと違うと思うんですが、基本法で書いてある関係者の表現に合わせておくことがいいと思います。そこはどう書いてあったか記憶にないのですが、「流域の関係者」よりもうちょっと具体的な、いろいろな人が関わる表現があったらいいということです。質問と意見です。

いくつか細かいところを申し上げますと、38ページは、前も申し上げたかもしれませんが、その前後のⅢのところは、こういう社会が必要だということから、それぞれの表題の末尾に「社会」が付いているのですが、ここだけ「社会意識の醸成」なのです。この「意識の醸成」を取ったならば答申の表題そのものになってしまうのはちょっと違う気もしますが、「社会意識の醸成」に特化した表現でいいのかというのが気になるところです。気になるという表現をしたらいけないのかもしれませんが。

【沖分科会長】 いや。もう具体的なお意見として、今のは、2つ目の38ページのⅢ-4. のタイトルの語尾の「意識の醸成」というのを消してしまって、「対応できる社会」で止めるとすると、ほかのヘディングと並ぶんじゃないかというご提案というふうに。

【渡邊特別委員】 はい。8ページ以降に、1-2に、考えないといけない情勢が1から8まで書いてありますが、これは諮問の文書にある項目ですね。こういう情勢を変化して考えなさいということだから、これはこれでいいと思うんですが、8番の「国際情勢の変化」というのは、水に特化している話の中では一般的すぎるので、19ページの1-2-(8) 国際情勢の変化は、「世界の水問題解決への取組」などと、もう少し具体的に書いてはいかがだと思います。これは提案です。以上です。

【沖分科会長】 タイトルの話ですか。

【渡邊特別委員】 タイトルです。1-2-(8)、19ページの「国際情勢の変化」のタイトル。

【沖分科会長】 「国際情勢の変化と」。

【渡邊特別委員】 「国際情勢の変化」を取ってしまって、その代わりに「世界の水問題

解決への取組」とする、これが情勢として変わっているとする、そういう提案です。以上です。

【沖分科会長】 という3点、ご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。まず、37ページの「流域の関係者」を具体的に書いてはどうか。38ページのタイトルの最後を取って「社会」で並べてはどうか。そして、19ページの「国際情勢の変化」を「世界の水問題解決への取組」というふうにしてはどうかと3点でございます。

【廣木水資源計画課長】 ありがとうございます。「流域の関係者」は、例示的に括弧書きで、こういう関係者と記載することは可能でございます。そういうふうに書き加えさせていただきますかと思っております。

それから、38ページの「意識の醸成」を取ることにについては、沖先生のおっしゃったとおりなので、そのままいきたいと思っております。

それから、「国際情勢の変化」は、確かにここだけ非常に茫洋としているという意見はそのとおりですので、もし委員の先生方が今、渡邊先生の方向でよろしいということであれば、そのように変更させていただきたいと思っております。

【沖分科会長】 ただ、それは渡邊委員が最初におっしゃったとおり、諮問に対して、諮問でこれを検討してくださいと言われた項目立てそのままになっていまして、現在。違いますか。

【廣木水資源計画課長】 失礼しました。そうすると、ちょっと難しいですね。

【沖分科会長】 そうなってくると、やはり形式的にはそこをあまり簡単に変えない方がと。

【廣木水資源計画課長】 場合によっては、副題にするという手はあるのかなと思っております。例えば「国際情勢の変化」と書き、その後に横線を引っ張り、世界の水問題解決への取組とするやり方はあるのかなと思っております。そういう記載でよろしいですか。

【渡邊特別委員】 ちょっといいですか、補足して。今の、諮問の資料が7に付いていますが、そこではもっと長い文章で書いてあって、国際情勢の変化というほど一般的ではないので、ご判断いただけたらと思っております。

【沖分科会長】 そうですね。資料7、お配りいただいた諮問書では、めくったところの⑥がここに対応していて、必ずしも国際情勢の変化とはなっていないので、むしろ、渡邊委員がおっしゃった「世界の水問題解決へ向けた取組」という形で構わないということですね。

【廣木水資源計画課長】 了解しました。

【沖分科会長】 そういうことでよろしいでしょうか。では、小浦委員みえましたが、すぐはかわいそうなので、望月委員、よろしくお願ひします

【望月委員】 それぞれの修正をされたものの文言については、1点を除いては、私はこれでいいと思っております。ただ感想になってしまいますが、会長とも話をしていたんですが、パブコメやってよかったねというのが、私も正直な気持ちです。

佐々木委員の方から件数少ないんじゃないかというお話だったんですけど、私の感覚からいくと、こんなにたくさん来たのかという印象でした。かつパブコメを見た時に、水政策大転換が問われているという時代認識を同じように強く持っていると思いました。さっき佐々木委員もおっしゃっていたんですけど、そういう意味では開発促進から安定供給へというメッセージの重要性というのが受け入れ共有化されると思いました。それから、私が再三こだわっているんですけど、次世代水政策元年という強い意志を示す宣言をしたところ、私は非常に評価をするし、それはよかったなと思いました。

ということで、私の方からは特にはないんですが、ただ、一点伺いたいことがあります。パブコメで東日本大震災における被害については、まだ未復旧であるとありますよね。ここでコメントした人は、こういう答え方を期待したのかなというのがちょっと気になりました。

【沖分科会長】 何番ですか。

【望月委員】 ごめんなさい。1ページ目の「東日本大震災における」。

【沖分科会長】 5の下ですね。

【望月委員】 そうそう。赤字で注釈を入れていただいているのは、要するに、その地域は除いていますという客観的な事実を述べているだけですが、そういう捉え方でいいのか。言いたかったことは、福島の問題は別に大きく重要な課題として、水資源政策においても考慮されるべきものとして了解していることを期待されたのではないか。問題の根の深さとか、困難さみたいなことへの配慮の必要性があるとすれば、こういう表現で済むのかなというのが正直なところ。

こういう答え方はコメントした人にとってみると何かエクスキューズに聞こえやしないかという、ちょっと懸念があります。そこに行き違いがあるといけないので、その表現をこういうふうにしたというところを解説していただけるとありがたい。

【廣木水資源計画課長】 これは実は、この意見は行政の担当の方からいただいておまして、むしろ、これが字義どおりこういうふうにしてくれという要請です。要するに、福島県の場合はこういう調査をやったので、正確に言うところから、誤解がされないようにはっきりとここの部分は調査対象から除外していますというように書いてくださいという要望がありましたので、まさにそう言われたとおり正確に書いたということです。

【沖分科会長】 だそうです。

【望月委員】 そうですか。分かりました。

【佐々木特別委員】 ファイルの資料で言うと、これは何番に出てくる意見なのでしょうか。

【沖分科会長】 これにはないのだそうです。行政からのコメントだと思います。

【廣木水資源計画課長】 これは行政、各県から出た意見なので、恐縮ですけどそこを直しております。さき程、言い方が、委員ではないのですがという不明確な言い方をしま

したけれども、都道府県の担当の方からそういう意見が出てきたということです。

【沖分科会長】 ありがとうございます。それでは、お待たせしました。田中委員、お願いします。

【田中特別委員】 ただ今、パブリックコメントに対する対応ということでご説明いただきましたが、もう1つは、前回、第1回のこの水資源開発分科会で出た意見に対してどういう対応がなされたかということと、もう1つ、先ほどから話題に挙がっている水循環基本法との関係で、それがどこに反映されているのかということが重要ではないかなと思います。

前回の分科会での意見に対するところの変更点というのは、私が見る限りは、初めの1ページから3ページまでの部分だというふうに思います。前回は水資源開発の促進から水の安定供給への転換というところがもう一つはっきりとした書き方がされていないかというご意見があったかと思いますが、今回のこの答申案はその辺のところをかなり明確にされていまして、よりはっきりされたんではないかなと思います。

それから、もう1つ。一番最後に「次世代水政策元年」という言葉も入れていただいたということで、これは前回の分科会のご意見を反映されているのではないかなというふうに思っていて、今回の全体的な内容は、私はこれで結構ではないかなというふうに思います。

もう1つは、水循環基本法との関係で、先ほど地下水に関してのお話が少しございましたけども、特に13ページの地下水の保全と利用というところですけども、水循環基本法では、地下水を含めた循環する水、いわゆる河川水、地表水は非常に公共性が高く、国民共有の財産であるということがはっきりと規定されているわけですね。これは公水、私水という二分法ではなくて、新たな、いわゆる共有資源という新しい考え方のカテゴリーなわけですね。ですから、そのことをこの背景の中に記述されてもよろしいのではないかなというふうに思います。そうしますと、公水とか私水ではないんだと。要するに、共有資源という考え方で対応していく必要があるんだということで政策を立てていくということがはっきりするのではないかなというふうに思います。

それから、もう1つは渡邊委員からちょっとありました37ページの下から2番目の〇のところ、「流域の関係者により」うんぬんというところがございますけども、これも水循環基本法の中では、又は基本計画の中では、国、地方公共団体、それから事業者又はNPO、住民、これらが連携して当たるんだということが明確に記載されていますので、これも「流域の関係者により」という一言で済ませないで、基本法に沿った形でいくということであれば、その辺まで記載されても問題はないのではないかなというふうに思いますので、ご検討いただければと思います。

それから、パブリックコメント全体に対しましては、私は特に異論はございません。

それから、また元に戻りますが、水循環基本法との関係でいきますと、21ページの「流域を総合的に俯瞰した」というのが赤字で24行目に書いてございますが、これなんかは

水循環基本法又は基本計画の中における流域を基本単位として河川水、地下水を一体として考えていくというところに対応しているのではないかというふうに思いますけども、この辺も「総合的に俯瞰した」という言葉はちょっと分かりづらいのではないかと思いますので、その辺もできましたら水循環基本計画の中に記載しているような考え方をに入れていただけたらなというふうに思います。私からは以上です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。3点、具体的なご指摘をいただいています、まず、37ページの「流域の関係者」というところに関しましては、今もうまさにお教えいただいたとおりでよろしいかと思えます。13ページに関しまして、ここの地下水の保全と利用の一番最初、そこはいきなりもう地盤沈下の話から始まっているんだけど、そもそも地下水とはどういうものかというのを、水循環基本法では地下水はこう捉えているという一言入れてから「地下水の過剰な採取」というふうに始めてはどうかというご指摘ということによろしいですか。

【田中特別委員】 はい。

【沖分科会長】 それはいかがでしょう。

【廣木水資源計画課長】 それにつきまして、1点あるのは、確かに水循環基本法におきましては、公共性の高いもの、それから地表水、地下水を含めた水循環ということをして明記しているということでございます。一方で、地下水そのものの今までの取扱い、あるいは法令上の取扱いを見ていると、私水という概念は水循環基本法ができたからといってなくなっているわけではまだないという過渡期にあるわけでございます。もう1つ、過渡期と言う点で、水循環基本計画が今、策定の作業中であります。それで、たたき台というものが作られているわけでございますけれども、それもまだ定まっていないという、ある意味ちょっと悩ましい時期にございまして、その中で、私どもとしても、その方向性とここで書いてあることは齟齬がないように配慮しながら文章の一つ一つの言葉を吟味していったということでございます。

そういうことをご理解頂いた上で、先ほどの地下水の部分につきましては、例えば背景の部分にそういう水循環基本法の条文を引いてくるということは可能かと思えます。そこからあまりはみ出た表現をしますと、後で解釈上の問題ですとか、その辺りができます。そういうことですので、条文を付け加えるということは可能だと考えております。

【田中特別委員】 もう基本法は公布されているわけですから。基本計画はまだ検討中ですが、ですから、基本法をそのような形で引用するような形で進めていただければというふうに思います。

【沖分科会長】 具体的に現在のドラフトを書き換えることを考えますと、水循環基本法はおそらく16ページの、資料5で申しますと22、23、24行目の辺りで紹介されているのがたぶん一番最初だと思います。それに対して、地下水、一番最初に出てきますのはおそらく13ページのところになりますので、その辺をどちらで先に書くかという。それこそ、楠田委員のおっしゃるように、読みやすさを考えると、どういたしましょうか。

地下水が再び出てくるのが。

【廣木水資源計画課長】 おそらく条文の中でも、地下水と表現している、要するに違った部分を引っ張ればよいと思っております、おそらく地下水が出てくるのは定義というところでありまして、定義の中に「『水循環』とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう」。地下水が入っている条文というのは、実はこの部分でありまして、これをどこかに引っ張るといっているのであればダブることはないのであります。16ページの22行目から24行目をそのまま前の方に出すということも可能でありますけれど。

【沖分科会長】 あるいは、25ページのところにもう1度、地下水の保全と利用というのが出てまいります。そこですと、水循環基本法の紹介が終わった後でありますので、そこで持続的な水利用という意味でも地下水の公共的性質というのをここで述べておくというのでもいかがでしょうか、田中委員。あるいは、やはり保全と利用という背景、13ページで。

【田中特別委員】 そうですね。本当はそこに、背景のところに入れていただいた方がいいのではないかと思いますけれども。例えば後述するよというよな形で16ページの部分を活かすことができないかなというふうに思いますけれども。

【沖分科会長】 ちょっとお待ちください。水循環基本法、今見ます。

【廣木水資源計画課長】 先ほど言いましたように、概念としてはそういうことで地表水と地下水の一体化と、あるいは公共性の高いものということが地下水にもかかると読み取れるんですけども、水循環基本法ではそれをそのままはつきり書いているわけではないんですね。ですから、そこは少し難しいところがあります。地下水と地表水が公共性の高いものであって一体的管理が必要であるというような条文があればいいんですけど、そういう条文は実はないんです。

【藤山水資源部長】 今、主語が「水は」になってる。

【廣木水資源計画課長】 なってるんですね。

【藤山水資源部長】 水は公共性の高いものであるという表現。

【沖分科会長】 それは、やはり法律の成立のために、地下水に関してまだコンフリクトを避けたという結果なわけですか。

【藤山水資源部長】 その思想としては、表流水と地下水、両方含んでいます。

【田中特別委員】 両方含んでいるんです、「水」は。

【藤山水資源部長】 含んで、考え方は底流には流れている。

【沖分科会長】 じゃあ、渡邊委員。

【渡邊特別委員】 関連してですけど、文章の作り方の点です。前のところは、水循環基本計画がなくても、「そもそも地下水の保全」ということで書いてあるわけですよ。ですから、私は、水循環基本法やそれに関わることは、これからやることの方にウエイトがあつて書いているので、後ろに入れた方がいいと思います。

今、沖先生がおっしゃったところ、25ページの地下水の保全と利用のところには、一応、コンパクトに、ちょっと抽象的ですけど、書いてなくもないと思うのですが。

【沖分科会長】 恐縮ですが、水循環基本法の条文の「水は」というのはどういうふうな。もう1度読み上げていただけますか。

【廣木水資源計画課長】 はい。第3条でございます。「水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない」、「2水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない」。

【沖分科会長】 今のところですね。今のところを「水は」の中に地下水が含まれるとすると、一部、25ページのところに、「平常時の持続的な水源及び緊急時の代替水源として」という前に、あるいは最後に加えるということで、田中委員、いかがでしょうか。

【田中特別委員】 それでもいいです。事務局にお任せいたしますので。

【沖分科会長】 これはあくまでもこの分科会の答申で、それを受けた政府がどうするかはまたその次のステップですが、受け取ってもらえる文章にした方がいいということで、どうしましょう。

【廣木水資源計画課長】 今おっしゃったのは、25ページの②地下水の保全と利用のところで、この基本理念を挿入すると。「水循環基本法によれば、水については・・・」と。そのように入れるということをございましょうか。

【沖分科会長】 はい、そうです。

【田中特別委員】 そうです。この②は、受けてるのは24ページの21行目の持続的な水利用というのを受けているわけですから、そこで記載されるのは結構だと思います。

【廣木水資源計画課長】 了解いたしました。事務局として、そのように挿入する作業をさせていただきます。

【沖分科会長】 入れるのは、第3条の2でございますね。少しご確認いただきまして、今配られました水循環基本法のコピーの2枚目、第3条の2のところですが、「水が」となっていますが、この25ページの方に入れる場合には、「地下水も含む水は」というふうになろうかと思えます。「水循環基本法では、国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われる」。「水については」はちょっと外しまして、「その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない」とされている。そうしますと、「特に」とか、一言入れて、「平常時の持続的な」うんぬんというふうにつながろうかと思えますが、いかがでしょうか。

【廣木水資源計画課長】 そこについては、条文をそのまま引くのかなと思っています。「地下水を含め」とすると、そこは水循環基本法では書いておらず、それは2条の「水循環」

の定義の中に地下水が含まれているというように書いてあります。そこは、今でも地下水の取扱いというのは、右から左まで、いろいろな解釈をしていて、法律上、まだ定まっていないところがあります。

【沖分科会長】 条文は条文でそのまま引くと。分かりました。

【廣木水資源計画課長】 引いた方がよろしいのではないかと。

【沖分科会長】 法治国家ですから、致し方ないですね。ほか、田中委員、大丈夫でしょうか。

【田中特別委員】 はい。

【沖分科会長】 ありがとうございます。それでは、槇村委員、お願いいたします。

【槇村特別委員】 はい。何回も見ているので、これでいいかなと思ったんですが、全般的にはこれで結構かと思えます。パブリックコメント、ほかと比べて数が少ないかもしれませんが、今日、この緑のファイルを見させていただきますと、大変たくさん、いろいろご意見が書いてありますので、量的、質的にはいろんなご意見が出たのかなと思えます。

それで、今日、こうやって丁寧にちゃんと仕分けしていただいて、非常に分かりやすくパブリックコメントを整理していただきました。もし時間があつたならば、このお名前とかは消してもいいので、この原文をまず読ませていただきたかったなとちょっと思っております。時間的な問題もあります。それは非常に、箇条書きにした場合と、さっき真意ということをおっしゃっていただきましたので、本当にこの字面じゃなくて何を言いたいのかというのを、原文を読んだ方が把握しやすい場合があるかというふうに思いました。

それで、今回いただいたパブコメの意見は、だいたい全く反対というんじゃなくて、先ほど来出ていますように、非常に大きな転換点であるということ、皆さん、評価していただいているのかなと思いました。それで、これをそれぞれに修正していただいたんですけれども、非常に細かい、詳細な点を追記したみたいな形になるのかなと思って、大きなところでは変わっていないかというふうに思います。

それで、ちょっと私は、今見て、大したことはないんですが、13から14ページのところですけれども、13ページの下からなんです、「地下水熱や帯水層熱として利用できる」といったエネルギー資源の観点からその役割が期待されている。「このほか」が追記されているんですね。「温泉水は、観光や保養以外にも、施設園芸や住宅の暖房などの熱源として利用されている」というのが追記されているんですけれども、13ページの下「エネルギー資源」というのは、電気に代わる発電のエネルギーのことをおっしゃっているのか、これも熱源のことであるし、この下の「温泉水は、観光や保養」というのは、ちょっとエネルギーじゃないので、分かるんですけれども、その後ろの「施設園芸」以下のところが、同じ熱源のことを言っておられるので、ここまで書く必要があるかなと思ったり、ちょっとそこが、ページ数が大丈夫であれば書いてもいいかと思えますけれども、要るのかなと思っているところでございます。

それで、全体的に、以前、タイトルをめぐっていろいろ分科会で議論がされたところですが、タイトルが「水の恵みを享受できる『幅を持った社会システム』への転換」ということで書いて、3ページのところで、先ほどご意見ありましたように、水資源政策元年ということで、転換点をはっきりと文章に書かれたと。そのことと、最後のあとがきのところで、先ほどパブコメにもございましたように、最後の「本答申が、今後の水資源政策を見直すにあたっての基本となること、また、抜本的な制度の見直しも含めて、水資源の諸施策の検討に反映することを期待するものであり」ということで、全体がつながっているなということで、はっきりと打ち出されているなというふうに思いました。

ちょっと「施設園芸」のところまで書く必要があるのかということだけは、どちらでもいいことなんですけれども、それ以外は、私はこれで結構かなというふうに思っております。

【沖分科会長】 いかがでしょうか。14ページ、「施設園芸」。

【榎村特別委員】 どっちでもいいんですけど。同じ熱源のことだから、要るのかなと。

【廣木水資源計画課長】 この部分は、温泉水の記述がないのではないかとというご指摘に対して、確かに施策に対して温泉水の記述はないわけではありますが、全く水資源という観点から記載がゼロというのも確かに片手落ち感が出るということで、事例として、温泉水というものがあり、このように使われておりますという事実を述べるということなら、温泉水を記述として入れることができるのではないかと。今までの議論で、温泉水をどうしようという議論はしてなかったわけですね。そういうことで、ここで記述をしております。確かに、施設園芸を入れたらどうかということはありませんけれども、「様々な熱源として利用されている」といったような表現もあり得るかと思います。

【榎村特別委員】 別にこだわりませんので、非常に分かりやすければこれで結構かと思えます。あまり修正もしない方がいいと。

【沖分科会長】 というか、あまり細かすぎると何となく高尚でなくなるような感じもあります。しかし、逆にこれを「様々」と呼んでしまうと、何か非常に曖昧で、ごまかしているような感じも受けますので、ここはこのままでいかがでしょうか。

【榎村特別委員】 結構です。

【沖分科会長】 それでは、小浦委員、お願いいたします。

【小浦特別委員】 すみません。遅れて失礼いたしました。ずっと読ませていただいていた、ずいぶん整理ができたと思えます。私がいなかった間にたぶんご説明があったと思うんですけども、今回、赤字で修正しているところの一つに、「水循環系の構築」を「水循環の維持又は回復」に全部直されていますよね。そのところのご説明を、すみません。説明いただいたところを申し訳ありませんが。

【廣木水資源計画課長】 これにつきましては、先ほど申しました水循環基本法にこういう表現があるということで、そちらに合わせたということでもあります。

【小浦特別委員】 ちょっとニュアンスが違うので確認させて頂きました。水循環はすご

く大事なことだと思いますし、私も何度か水源の森林の話とかをさせていただいたところだと思うので、23ページのところでも、森林、河川、湖沼、農地、都市から構成される流域という概念での表現は、ずいぶん分かりやすく、よくなったかなと思います。

その中で、水源の保全みたいなところがあったような。25ページの、水源地の振興ですよね。水循環の中で、水源地域の振興といったときに、何回も言ってるような気がするんですが、単にそこに住んでいる人たちの生活の振興ということだけではなくて、やはり森林をどう守るか、林業も含めた、そういったところは書けないものなんですか、そこがずっと気になっていまして、確かに振興というと、こういった開発的なイメージで書かれがちなんですけども、もはやそういう時代でもないと思いますので、もう少し森林の保全というか、保全型の表現があってもいいのかなと。それもやはり水源地域の振興だと思うところです。

それが1点と、それからこれも何回も同じことを言っているような気がするのですが、感謝という言葉の使い方です。37ページのところで、「水源地域への感謝に根差した振興対策」という使い方で感謝という言葉があって、その次のページで、「水の『恵み』に感謝し」という、このレベル感の違いが何となく常に違和感を感じていて、水の恵みへの感謝というのは一般的によく分かると思うのですが、同じ言葉を水源地域への感謝って使っているのかというのがあります。ちょっと言葉が毎回思いつかなくてすいませんが、やっぱり気になるというところで、少し皆さんのご意見を聞けたらと思います。

【沖分科会長】事務局だけに負荷をかけるのも何ですから、皆さん、良い意見を。特に37ページのⅢ-2-(4)ですが、「水源地域への感謝」。本文には、「水源地域の人々に対する共感と感謝」。

【小浦特別委員】「共感」というのはいいと思いますよね。「共感」の方がタイトル的には。

【望月委員】「共感」とか「共生」とか「つながり」とかいう表現の方がいいですよ。

【小浦特別委員】「つながる」とか、そういうイメージの方がいいと思います。

【廣木水資源計画課長】事務局としての意見というよりは、私どももよく、いわゆるダム水源地ですとか、そういうところの方、町村長さんとお話をする機会があった時に、ちょっと情緒的な言い方にはなりますけども、下流の方々はこうやってわれわれがいろんな苦勞をしていることを分かっているんだろうか、あるいは感謝してくれているんだろうかというようなことを、ほとんどそのたびにと言っていいぐらいお聞きするんです。

ですから、今、事務局というよりも、そういうことを聞いた者として、感謝という言葉、ワードは重いんだなと思っているところが非常にあります。共感という言葉はもちろん大事な言葉でありますけれども、こういう水を作るためにいろいろな人の犠牲も含めて、結果、水ができているということに対して感謝するということは大事なことではないかなと思っているところはございます。

【望月委員】私も今それを言われて、よく読むと、一方向に行っているような感じがし

ます。犠牲を払っているという被害者意識に対して一方向的に感謝しなさいというような、やってやる、やってもらうという、ちょっといやらしい関係が見える感じがします。今おっしゃられたように、上流下流それぞれの地域、人々がいるわけで、きっとそのおっしゃっている方も、一方的に、感謝してほしいとは思っていないと思います。心の底では、お互い分かり合いたいねというところがあると思うので、あまり感謝という言葉に引っ張られなくてもよいのではないかと。共感とつながりという言葉にした方がいいのではないかとと言われて、私もそう思いました。

【沖分科会長】 落とし所としては、37ページのⅢ-2-(4)を「水源地域への共感と感謝に根差した振興対策」ではいかがかということになるかと思いますが。本文にございますので、特段問題はないんじゃないかと思いますが。

【廣木水資源計画課長】 それは全然かまわないと思っております。

【小浦特別委員】 はい。今回、量を確保するという時代から、いかにみんなで安定的に水を使い合うかという、そういう時代へ変えようという意思だと思うのです。そういう意味もあって、水源というのも、量を作る水源というよりも、安定的に水の豊かさだったり、水循環の大きな役割を担うところとして、考えたらどうかと思って言ったところなので、委員長、おっしゃるように、「共感と感謝」ということでも。

【佐々木特別委員】 「感謝」はいいの？「感謝」はよくないのじゃなかった？

【小浦特別委員】 落とし所と言われるとそうかなとか思いつつも。

【沖分科会長】 「共感」だけの方がということですか。

【廣木水資源計画課長】 両方取ってしまうという手もありますけども。「水源地域への振興対策」と。

【小浦特別委員】 一緒に何かを考えましょうという意味は出した方がいいと思います。

【廣木水資源計画課長】 お決めいただければ、それに従いたいと思います。

【沖分科会長】 従ってくださるそうですので、どうしましょう。

【望月委員】 「共感に根差した」。

【沖分科会長】 「共感に根差した」という言葉はあんまりないですね。

【望月委員】 「根差した」という言葉があんまりね。

【沖分科会長】 「根差した」というのがいやらしい印象を与えているかもしれないですね。

【佐々木特別委員】 「感謝」に代えて、「共感」と、例えば「深い理解」とか、それじゃあかんの。「感謝」はあかんやろ。

【小浦特別委員】 いや、あかんとは言っていないんですけど。

【佐々木特別委員】 水に対する「感謝」はいいけど。

【小浦特別委員】 こっちに使っているので、同じ言葉が使われるのがちょっと気になっただけで。

【佐々木特別委員】 「共感と理解」とか書いたらいいかも。もっと良い言葉があれば別

ですが。

【榎村特別委員】 ありきたりですけど、「共感と感謝にもとづいた」。あんまり良くないか。

【沖分科会長】 「根差した」を「水源地域への共感と感謝にもとづいた」あるいは「もとづく振興対策」。よろしいでしょうか。37ページ、「水源地域への共感と感謝にもとづく振興対策」。ちなみに、「もとづく」は「基礎」の「基」に「づく」でよろしいですか。

【小浦特別委員】 ひらがなで。

【沖分科会長】 「もとづく」全部ひらがなで。ありがとうございます。

では、1つ目のコメントの、森林整備というのが、少し前ですね。25ページのところに、水源地域の振興の中に森林整備のようなことが入らないのかというコメントに対してはいかがでしょうか。

【廣木水資源計画課長】 ここに森林事業とか、そういう話になるとややこしくなると思いますが。

【小浦特別委員】 林業というと、ちょっとややこしいですよ。山を守るぐらいの感じでどうですか。

【廣木水資源計画課長】 森林地域とか、この地域に森林が豊かにあるといった表現をするのは可能かなと。例えば、「豊かな森林にも恵まれた水源地域の振興を図るためには」といった表現であれば可能かなと思います。

【小浦特別委員】 少しそれでも入れていただけたらと思います。

【沖分科会長】 そうしますと、25ページの④の水源地域の振興のまず最初に、「水源地域は森林が豊富な地域であり」と。そういうことが入るといえることでしょうか。「が多く」と。

【廣木水資源計画課長】 はい。今申しましたように、「豊かな森林にも恵まれた水源地域の振興を図る」と。

【沖分科会長】 なるほど。「豊かな森林に恵まれた水源地域の振興を図るためには」と。そう言うと、豊かな森林がない水源地域の振興はどうするんだという意見も出ますね。

【廣木水資源計画課長】 いえ、「豊かな森林にも恵まれた」と。いろんなものに恵まれてるわけです。

【沖分科会長】 ありがとうございます。小浦委員、よろしいでしょうか。

【小浦特別委員】 はい。

【沖分科会長】 それでは、全体を通しまして、ほかの方の委員のご意見もお聞きになって、さらに追加でございましたらお願いいたします。もう最後の機会でございますが。

では、確認いたします。まず、12ページ。「(メタン)が排出され」を「(メタン等)」というふうに「等」を入れるということです。それから、24ページ。②の低炭素社会の構築のところで、重力によって、省力化だけではなくて、水質がきれいな場合には浄化に必要なエネルギーも少なくなることから省力化が進むという旨の記述を入れろという点。

【廣木水資源計画課長】 その点について、こういう表現ではいかがでしょうか。6行目でありますけども、「水質面の効果も期待される自然流下を活用したシステムとすることにより」と。

【沖分科会長】 「水質面の効果も期待される」。楠田委員、よろしいでしょうか。

【楠田特別委員】 結構です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。それから、お隣の25ページ。まず②の方で、地下水の保全と利用の最初に、「水循環基本法では」「とされ」というのが入るとのこと。それから、④の水源地域の振興で、今、話題になりました、「豊かな森林にも恵まれた」というのが「水源地域」の前に入るということ。それから、37ページで、やはりこれも今、話題になりました、タイトルですけれども、Ⅲ-2-(4)「水源地域への共感と感謝にもとづく振興対策」とする。それから、同じく下の、○が3つ並んでるうちの真ん中、「流域の関係者により」というところを、先ほどの水循環基本法の言葉から、「国、地方公共団体、住民」といったのをそのまま持つてくるということ。

というのが、すみません。私が覚えている範囲ですが、あと字句の修正がいくつかございましたか。38ページですね。

【望月委員】 38ページ、「意識の醸成」。

【沖分科会長】 そうですね。38ページの21行目、「意識の醸成」というヘディングの最後の5文字を取って、「柔軟に対応できる社会」で止めるということ。それから、39ページに行きまして、違いますね。38ページ、そこですね。

というのが、今、私、すみません。ちゃんとメモを取ってなかったんですが、皆様のご意見、抜けていませんでしょうか。

【榎村特別委員】 すみません。今、38ページのところ、中身は教育的とか啓発的なことが書いてあるので、「柔軟に対応できる社会」だけやったら分かりにくいのではないですか、中身が。

【沖分科会長】 「意識の醸成」が。

【榎村特別委員】 「社会意識の醸成」というのを取ってしまうと、中身が、水の恵みとか災いとか、いろんなことをもっと勉強しましょうよとか、知っていつて何とか自分たちのものにして考えましょうよというようなことが書いてありますので、「社会意識」というのは要るのではないですか。堅ければ、もうちょっと違う言葉にするとか。

【沖分科会長】 なるほど。ここは、そういう社会を作るというよりは、長くていいのであれば、そういう意識を持った人々による社会を作るんだと。そういう話ということですね。

【渡邊特別委員】 いいですか。

【沖分科会長】 お願いします。

【渡邊特別委員】 私も横並びで「社会」と言ったのですが、今、沖さんがおっしゃったように、「対応できる意識に満ちあふれた社会」というように、「社会」で止めるのだっ

たら、そういうことになると思います。このままで、横並びで考えなくて、意図としてはそういう意識を醸成していくことが大事だということなので、それが分かればいいですけど。

【沖分科会長】 1行に収まらないヘッダーというのは見苦しいので、そうしますと、「意識の醸成」を消さない方がいいのではないかというのは、そういう気もいたしますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、「意識の醸成」は残すということで。榎村委員、どうもありがとうございます。

ほか、抜け落ち、ございませんでしょうか。

それでは、各委員におかれましては、ご意見どうもありがとうございました。今、確認いたしましたので、文面の修正に関しましては、皆様、ご同意いただいたと思っておりますが、最後の確認は念のため私が責任を持ってやらさせていただきます。ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【沖分科会長】 それでは、そのようにさせていただきます。以上をもちまして、本日の議事は終了いたします。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【寺田水資源政策課長】 沖分科会長、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議は終了させていただきます。

ここで、事務局から今後の予定についてご説明をさせていただきます。

【芳賀企画専門官】 今後の予定でございますけれども、答申(案)につきましては、何点か確認されておりますが、最終的に分科会長の方にご確認をいただいた後に皆様にも速やかに報告するとともに、国土審議会会長の同意を得まして、答申ということにさせていただけたらと考えております。

【寺田水資源政策課長】 本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、当省ホームページに掲載したいと考えております。議事録につきましては、あらかじめ委員の皆様にご確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の資料ですが、郵送を希望される委員の方は、机の上にそのままにしておいていただければ対応させていただきます。

それでは最後に、藤山水資源部長よりごあいさつを申し上げます。

【藤山水資源部長】 どうも長い間のご審議ありがとうございました。私が何か言うと、周りが、また何か言い出すんじゃないかと心配しているところもあるんですけども、答申という形でいただくことになりますので、これを受けてどう動くかということになるかと思っております。

それで、今日の会の主題は、パブリックコメントを受けてということなんですけれども、ちょっと舌足らずなところがありまして、この資料4の横書きの中に、後半の部分を省略して説明をさせていただいたんですけども、むしろ丁寧に説明するとすれば、本文の中

に反映されなかったご意見に対して、どういう考え方で反映されなかったのかを、本当は一つ一つご説明して、委員の皆様方のご了解を得なければいけなかつたらうと思っております。その辺のところは大変申し訳ないと思っております。

いくつか大きな意見をあらためてご紹介をすると、これまで水資源開発のために作ってきたダムは、水循環の観点だけではありませんけれども、非常に環境に対して大きな負荷を与えてきたと。そういう大反省が少ない、ないというご指摘が一番大きな意見としてあったと。この分科会あるいは部会の方でご議論いただいた時には、先の方を見てご意見をいただくというような進め方でやってきたので、その部分についてはここでは大きく触れなくて、淡々と、将来を見据えてという言い方になっているんですが、それではまずいと。ちゃんと総括すべきであると。ダムというのは必ず自然環境に何らかの影響を与えるということは当然のことであると認識しておりますが、その辺のところのご意見が大きくあったということが1つ。

それと、あと水需要という話でいくと、よく水が余っているという話がされます。これにつきましては、前にもこの場でご説明させていただきましたけれども、10年に1回の渇水というものに対して、これから新規にどれだけの水が必要になってくるのかと。10年に1回と、私ども、テクニカルな言葉になりますが、それを安全度と呼んでいます。その安全度、10年に1回という渇水に対して、財政的制約、ダムを築造することによる自然への影響、あるいは社会的な制約の中で、どこまでやるべきかどうかという一線を、もう数十年前に、10年に1回の渇水を相手にとということで、それに対して新規の水がどれだけ必要になってくるのかという両方を見ながらやってきております。

それに対しては、極端な話、強硬なことを言えば、100年に1回の渇水に対してもちろん水を確保しなければいけないんじゃないかと言う人もおられるかと思っておりますけれども、それは財政的なものとか、あと日本の場合、例えばアメリカなんかと違っていて、ちゃんと四季があるので、数カ月の我慢をすれば必ず雨は降ってくれるというところがあり、沖先生がそんなことを言ったら、これから気候変動があつたらそんなことないではないかというご意見はあるかもしれませんが、その中で、基準とまで言うところとちょっと厳しい部分があるんですけども、ある一定の考え方でやってきたので、それを大きく変えていくとなると、またすごいエネルギーがかかることになるし、秩序が乱れるということがあるかと思っております。

ただ、だからといって、余っているという表現だけが独り歩きしていった場合、それは確かに、これから人口も減っていくという前提の中では、新規利水については、地域によってはあるかと思っておりますけれども、大きくは、日本全国で見ても、その需要というものは減っていくということが見込まれる中で、一つ言っておきたいのは、誤解を招かないように言えば、安全度自体は決して、日本の場合、先ほどから言っているように、10年に1回の渇水ということで、なおかつ渇水が始まりそうなときには我慢をしていただいて、取水制限、給水制限という措置を取ることは、その時々はその先が分からないのですか

ら。

また、計算どおりに物事は起きませんので、どんな渇水が起きるか分かりませんが、これからの渇水というのは、私は、頻度的にはたびたび起こるものだろうというように思っておりますので、分かっているという意味では、これからどんどんダムを築造すべき状況にはないということは共通認識として分科会の皆さんはおありかと思っておりますけども、今まで整備されてきた状況も含めて、これからも渇水というのは起きていくんです。それをまた声高に言うと、もっともっと実力を上げたいんじゃないかというように取られる場合もあるんですけども、それについては広報というものを通じて言っていかなきゃいけないんじゃないかなど。それも含めて、安定的な供給というものを考えていかなければいけないと。

あと、この資料4で、もう1度、もうおしまいかもしれませんが、12ページの一番上、51番、水需要が減少し、水余りが顕著になる時代において、水資源開発計画を策定するための要件を満たす地域は存在しないため、水資源開発促進法を廃止すべきであると。水資源開発促進法を廃止すべきであるというご意見を多くいただいております。これにつきましては、もう説明はさせていただきましたけれども、いろんなところで、水資源開発の促進からという表現で、あと一番最後のあとがきの部分で、抜本的な制度の見直しも含めてということですので、当然、これを受けて、水資源開発促進法そのものをどうしていったらいいのかということは考えていかなければいけないことだろうというように受け止めております。

前回、この場面でしたか、それとも部会でしたか、法律の改正についてはテクニカルな部分がありますのでというようなことを1回言わせていただいた時に、ちょっと私も舌足らずなところがあって、法改正をやらなくてもできることはできるんだというような、今日、沖先生から、法治国家でありますのでというお話もあつたんですけども、誤解を招かないように言うと、法律の世界というと、この前言ったテクニカルという話は、時代とともに、法律で規定する範囲を狭くしてきているところがあります。法律を制定しなくてもできることは法律に基づかなくてもやりなさいと。

やっぴいものはやっぴい、どういうものについて法律に基づかなければいけないかというと、例えば私権を制限したり、ほかの法律との関係で例外規定を設けたり、法律を改正する、あるいは新しく法律を作るにはいくつかのハードルがございますので、そういう意味で、これは言い訳になりますけれども、抜本的な制度の見直しも含めてということですので、安定的な供給を図っていくんだという事柄をどういう形で実現していくかについては、それが法律として必要であれば、当然、法改正をしていくと。それは当然、需要と供給の部分もございますので、それも併せて考えていくということになるかと思っております。

これ以上言うと言い訳ばかりになりますので、この答申を受けまして、本当にどういう形で進めていったらいいのかということについては、要するに、この中でも、曲がり角に来ているという表現も含まれておりますので、これを受けまして、対応については真摯

に一刻も早く考えていきたいというふうに思います。本当に長時間のご議論、ありがとうございました。

【寺田水資源政策課長】 以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日は熱心なご議論を賜りまして、誠にありがとうございました。